

共用部分の電気料金に係る経費負担に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と____（自治会等）____（以下「乙」という。）は、共用部分の電気料金に係る経費負担について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 甲は、堺市営住宅の建替えに関する要綱施行細目（平成元年制定。以下「要綱細目」という。）に基づき、市営____住宅における共用部分の電気料金（廊下及び階段に設置された電灯に係る電気料金に限る。以下単に「電気料金」という。）の一部（以下「負担金」という。）を負担するものとする。

（負担金）

第 2 条 甲は、要綱細目第 1 2 条の 2 により、入居者の募集停止による政策空家率が 1 0 パーセントを超えた日の属する月の翌月以降の使用に係る当該住宅における電気料金のうち、次の式により算出する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。）を負担するものとする。

負担金＝
$$\frac{\text{月額電気料金}}{\text{募集停止時の入居戸数} \times 90 \%} \times (\text{募集停止時の入居戸数} \times 90 \% - \text{入居戸数})$$

2 前項の式において、（募集停止時の入居戸数× 9 0 %）に 1 戸未満の端数があるときは、これを 1 戸に切り上げる。

（請求及び支払）

第 3 条 乙は、要綱細目第 1 2 条の 2 の電気料金を請求できる者は、当該住宅の電気料金を電気事業者に支払った者（自治会の代表者等）とし、電気料金請求書、領収書の写し等の電気料金の支出を証する書類を、電気使用期間の属する会計年度（電気使用期間が二年度にわたるものについては支払期限の属する会計年度）の末日から 1 5 日以内に甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の請求書等を受領したときは、その日から起算して 3 0 日以内に乙に負担金を支払うものとする。

（負担期間）

第 4 条 負担金の負担期間は、協定を締結した日から協定を締結した日の属する市の会計年度の末日までとする。

- 2 前項に定める負担期間が満了する 1 か月前までに甲乙いずれからも文書による協定解除の申出がないときは、負担期間を更新するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当該住宅の建替事業が完了した場合は、全ての対象入居者の当該住宅の退居をもって負担期間が終了するものとする。

（協議）

第 5 条 この規定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺 市
代表者 堺市長

乙 堺市

自治会
代表者